

缶詰巻締職種(缶詰巻締作業)

<p>作業の定義</p>	<p>缶詰又は缶詰用空缶に缶蓋又は缶底蓋を二重巻締法(※)によって接合する作業をいう。                  ※二重巻締法とは、缶蓋のカル部(折り曲げた周縁部分)を缶胴のフランジ部分(周縁を外側に折り曲げた部分)に被せ、ロールによって巻き込むようにして圧着して、缶胴と缶蓋又は缶底蓋とを接合する方法である。缶胴の部分と缶蓋又は缶底蓋の部分とがそれぞれ二重になることから「二重巻締」といわれている。二重巻締は、二段階の操作によって行われ、まず最初に第1巻締ロールによって、缶蓋カルと缶胴フランジをはめ合わせ巻き込み、次に第2巻締ロールによって胴部を圧着する。これにより、蓋のカル部内部に塗布されているシーリングコンパウンドが巻締内部の隙間に満たされて密封機能を保っている。</p>		
<p>必須業務(移行対象職種・作業で必ず行う業務)</p>	<p>第1号技能実習</p> <p>(1)二重巻締機を用いた巻締作業                  ①巻締計測器に計測作業                  ②工具類の整理整頓作業                  ③リフターの高さの調節作業                  ④第1巻締ロールの調節作業                  ⑤第2巻締ロールの調節作業                  ⑥巻締作業                  ⑦データシートへの記録作業                  ⑧巻締内部の検査作業(切断面の視覚検査のみ)</p>	<p>第2号技能実習</p> <p>(1)二重巻締機を用いた巻締作業                  ①巻締計測器に計測作業                  ②工具類の整理整頓作業                  ③チャックの高さの調節作業                  ④リフターの高さの調節作業                  ⑤第1巻締ロールの調節作業                  ⑥第2巻締ロールの調節作業                  ⑦SCHの設定(インサイドゲージの設計)作業                  ⑧巻締作業                  ⑨データシートへの記録作業                  ⑩巻締内部の検査作業                  (巻締解体作業による計量検査および視覚検査)                  ⑪漏洩試験作業</p>	<p>第3号技能実習</p> <p>(1)二重巻締機を用いた巻締作業                  ①巻締計測器に計測作業                  ②工具類の整理整頓作業                  ③ロールの取り付け作業                  ④チャックの高さの調節作業                  ⑤リフターの高さの調節作業                  ⑥第1巻締ロールの調節作業                  ⑦第2巻締ロールの調節作業                  ⑧SCHの設定(インサイドゲージの設計)作業                  ⑨巻締作業                  ⑩データシートへの記録作業                  ⑪巻締内部の検査作業                  (巻締解体作業による計量検査および視覚検査)                  ⑫漏洩試験作業</p>
	<p>(2)安全衛生業務</p> <p>①雇入れ時等の安全衛生教育                  ②作業開始前の安全確認作業                  ③缶詰巻締職種に必要な整理整頓作業                  ④缶詰巻締職種の作業用機械及び周囲の安全確認作業                  ⑤保護具及び安全標識・装置の確認作業                  ⑥安全装置の使用等による安全作業                  ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業                  ⑧異常時の応急措置を修得するための作業</p> <p style="text-align: center;">}</p> <p style="text-align: center;">※</p>		
<p>関連業務、周辺業務(上記必須作業に関連する技能等の修得に係る業務等で該当するものを選択すること。)</p>	<p>(1)関連業務</p> <p>①缶詰製造に伴う関連作業(製造工程中の二重巻締機を用いた巻締作業は必須作業である。)                  原料が工場に搬入され、箱詰出荷されるまでの一連の工程が該当する。具体的には下記の2から6の作業及び8から10の作業が該当する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原料調達(対象外作業:参考として記載)</li> <li>2. 洗浄作業</li> <li>3. 前処理作業</li> <li>4. 調理作業</li> <li>5. 詰込・注液作業</li> <li>6. 脱気作業</li> <li>7. 密封作業(必須作業:上記必須作業の「二重巻締機を用いた巻締作業」の総称)</li> <li>8. 殺菌・冷却作業</li> <li>9. 検査作業</li> <li>10. 梱包作業</li> </ol> <p>②缶詰用空缶製造に伴う関連作業                  ここでは、スリーブ缶及びツープース缶製造に伴う主な関連作業をあげる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)スリーブ缶                     <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 材料の切断</li> <li>2. 円筒成形作業</li> <li>3. 溶接、接着作業(溶接作業では特別教育が必要)</li> <li>4. 内・外面補正作業</li> <li>5. 検査作業</li> </ol> </li> <li>2)ツープース缶                     <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 打抜缶の製造工程作業</li> <li>2. DR缶の製造工程作業</li> <li>3. DI缶の製造工程作業</li> <li>4. 検査作業</li> </ol> </li> <li>3)共通作業                     <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 缶蓋及び缶底蓋製造作業</li> <li>2. 缶の印刷・塗装作業</li> <li>3. ラミネート工程作業</li> <li>4. 検査作業</li> </ol> </li> </ol> <p>(2)周辺業務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①作業場管理作業</li> <li>②製品管理作業</li> <li>③器具の管理作業</li> <li>④原料(材料)等の搬送作業</li> <li>⑤製品の工場内搬送作業</li> </ol> <p>(3)安全衛生業務(関連業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務)                  上記※に同じ。</p>		

<p>使用する素材(材料)(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①缶詰用空缶製造用素材 以下の1. から4. のうちいずれか一つ以上及び6. を必ず使用し、5. は必要に応じて使用すること。 1.ぶりき 2.ティンフリースチール(TFS) 3.ティンニッケルスチール(TNS) 4.アルミニウム 5.ポリエステルフィルム・ラミネート材 6.シーリングコンパウンド</p> <p>②缶詰巻締作業用材料(容器) 上記①で製造した缶詰用空缶</p> <p>③缶詰製造作業に使用される内容物(素材) 1.水産品(かに、さけ、まぐろ、かつお、いわし、さば、いか、小エビ、赤貝、あさり、かき等) 2.果実(みかん、もも、パインアップル、洋なし、りんご、さくらんぼ、びわ、いちじく等) 3.野菜(たけのこ、グリーンピース、アスパラガス、スイートコーン、マッシュルーム、トマト、ふき、なめこ、えのきたけ等) 4.ジャム・マーマレード(いちご、りんご、あんず、いちじく、もも、ぶどう、ベリー、夏みかん、冬だいたい、レモン等) 5.食肉(牛、豚、鶏、鯨、コンビーフ、ソーセージ、ランチョンミート、うずら卵等) 6.調理食(カレー、シチュー、ミートソース、スープ等) 7.ペビーフード(魚、肉、果物、野菜等) 8.特別用途食品(低カロリー及び低ナトリウム食等) 9.飲料 i)果実飲料[みかん(オレンジ)、パインアップル、ぶどう(グレープ)、りんご(アップル)、もも(ピーチ)等] ii)嗜好飲料(コーヒー、ウーロン茶、緑茶等) iii)その他[アルコール飲料(ビール、酒、カクテル等)、炭酸飲料(コーラ等)] 10.その他(めんつゆ、プリン、水ようかん等) 11.ペットフード(魚、肉、野菜等)</p>
<p>使用する機械、設備、器具等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①機械、装置等(一つ以上必ず使用すること。) 1)二重巻締機 1.半自動巻締機(セミトロシーマー、アドリアンスシーマー等) 2.自動巻締機(5Mシーマー等)</p> <p>②器具等(必要に応じて使用すること。) 1.一般手工具(ペンチ、スパナ、ドライバ等) 2.専用工具(缶切断用糸鋸等)</p> <p>③検査機器及び測定工具等(必要に応じて使用すること。) 1.ノギス 2.巻締用マイクロメータ 3.ハイトゲージ 4.ポイント・マイクロメータ 5.カウンタシンク・ゲージ 6.シーム・プロジェクト 7.ハンド・キャンテスタ 8.金属用鋸 9.シーミング・スケール 10.コンバス型缶切 11.ルーペ 12.ブロックゲージ 13.ワイヤ・ゲージ 14.BPFゲージ</p>
<p>製品の例(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①缶詰製造に伴う製品例 1.食品缶詰(上記の「使用する素材」の③の内容物の缶詰)</p> <p>②缶詰用空缶製造に伴う製品例 1.スリーピース缶 2.ツーピース缶 3.缶胴 4.缶蓋、缶底蓋</p>
<p>移行対象職種・作業とはならない業務例</p>	<p>1.二重巻締後に内容物が加熱殺菌されていない缶詰及び缶詰用空缶製造作業 2.レトルト食品製造作業 3.エアゾール製造作業 4.内容物が工業製品の缶詰製造作業 5.飲み口がキャップ式のボトル缶の製造作業 6.上記の関連業務及び周辺業務のみの場合</p>